

紙リサイクル研修会実施要領

公益財団法人古紙再生促進センター(以下「センター」という。)が実施する紙リサイクル研修会(以下「研修会」という。)については、この要領に基づいて行います。

1. 目的

古紙は主たる製紙原料として有効活用されているとともに環境保全等にも寄与し、資源小国のわが国にとって重要な役割を担っています。とくに近年、循環型社会の形成に向けて廃棄物の発生抑制、製品等として再使用、原材料として再生利用に取り組むことが求められています。このような観点からも、古紙の再生利用を一層促進していく必要があります。

本研修会は、古紙を排出される方々に古紙の回収と利用の意義について啓発するとともに、古紙の分別、古紙利用製品の積極的な使用等をお願いすることで、古紙の再生利用の促進を図ろうとするものです。

2. 実施手順

研修会の実施手順は次のとおりとします。

(1) 研修会の実施を希望する自治体及び消費者団体等各種団体は、別に定める研修会実施申込書によりセンターにお申し込み下さい。

*研修会出席人数が概ね50名以上見込めることを基本とさせていただきます。

*申し込みの受け付けは先着順としますが、複数回実施実績のある団体につきましては、受け付けを実施希望日の2か月前までお待ちいただき、新規申し込みの団体を優先させていただきます。

*申込書がセンターに到着した時点で受け付け完了となりますので、実施の意向が確定された方は、速やかに申込書を郵送願います。

*受け付け状況は、別に掲載している紙リサイクル研修会受付状況一覧をご確認下さい。

(2) センターは申込者と調整のうえ、実施日時、研修内容等を決定し、研修会当日に講師を派遣します。

(3) 研修会を実施した団体は、研修会終了後、速やかに別に定める研修会実施報告書をセンターにご提出下さい。

3. 研修会内容

- (1) 研修会は、講師による説明、質疑応答の時間を含めて1時間程度とします。
- (2) 研修会の対象者は、再資源化に関心を持っている消費者、行政担当者、学校教職員関係者、事業者等とします。
- (3) 研修内容は、紙リサイクルの現状、紙リサイクルを進めるうえで必要なこと等を中心に説明します。
なお、一般家庭向け研修会と事業者向け研修会がありますので、詳細は別途ご相談しながら内容を決めさせていただきます。
- (4) 講師は、センター関係者の中から日程等を勘案してセンターが決定させていただきます。

4. 実施期間

研修会の実施期間は、4月1日から3月20日までとさせていただきます。

5. 実施回数

研修会の実施回数は、毎月1回程度を予定しております。

6. 経費

講師の派遣に要する経費は、センターが全額負担します。

(問合せ先) 公益財団法人古紙再生促進センター業務課

〒104-0042 東京都中央区入船3-10-9 新富町ビル4F

TEL : 03-3537-6822

FAX : 03-3537-6823